

平成24年度

長崎県育英会予約奨学生〔高等学校等〕募集要項

財団法人 長崎県育英会

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館
☎ (095)824-1111 (県庁内線 3357・3359)
(095)824-7501 (直通)
(095)820-1972 (FAX)
<http://www.n-ikuei.jp/> (ホームページ)

長崎県育英会は、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など。
- (2) 高等学校(通信制を除く)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程並びに高等専門学校(以下「高等学校等」という。)へ進学を希望する者。
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者。
(家計(所得)・学力については基準がありますので、P5を参照してください。)
※他の奨学制度との併願・併給は可能です。(ただし、独立行政法人日本学生支援機構との併給は不可)
- (4) 修学についての熱意が十分であること。
- (5) 保護者が、本人の修学について十分な理解を有していること。
- (6) 保護者が、奨学生制度の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務等についても、保護者の立場から責任を自覚していること。

2 募集人数 700名

3 募集期間 平成23年7月7日(木)～平成23年9月9日(金)

4 奨学金の貸与月額

平成24年度から、下表のとおりいずれかの金額を選択することができます。

	自 宅	自 宅 外	備 考
国 公 立	18,000 円 10,000 円	23,000 円 10,000 円	※貸与期間は、正規の 最短修業期間です。
私 立	30,000 円 20,000 円 10,000 円	35,000 円 20,000 円 10,000 円	

※ 原則として3か月ごとに、**奨学生本人名義の普通口座**に振り込まれます。

5 出願手続

- (1) 出願には、次の書類が必要です。
 - ア 奨学生願書
 - イ 奨学生推薦調書
 - ウ 所得に関する証明書
 - エ その他の証明書等 (P4参照)
- (2) 出願者は、出願に必要な用紙を学校から交付を受け、必要事項を記入し、必要な証明

書等をそろえて、**学校で指定された期日までに学級担任へ提出**してください。
提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。

6 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は、推薦した学校長を通じて出願者に通知します。
- (3) 選考の決定は、**11月中旬の予定**です。

7 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、高校卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に（P 8別表参照）、**職種のいかんを問わず**全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を一時に返還することができます。

また、卒業後、進学したときや病気・災害・失職等により、願い出がなされ、本会が認めた場合は、一定期間返還が猶予できますので、本会へ連絡してください。

〈奨学金の貸与と返還計画の例〉

公立・私立		公立		私立	
貸与月額	10,000 円	貸与月額	18,000 円	貸与月額	20,000 円
貸与総額	360,000 円	貸与総額	648,000 円	貸与総額	720,000 円
返還最長期間	8 年	返還最長期間	10 年	返還最長期間	10 年
年間返還額	45,000 円	年間返還額	64,800 円	年間返還額	72,000 円
(1 か月あたり)	3,750 円	(1 か月あたり)	5,400 円	(1 か月あたり)	6,000 円

公立		私立		私立	
貸与月額	23,000 円	貸与月額	30,000 円	貸与月額	35,000 円
貸与総額	828,000 円	貸与総額	1,080,000 円	貸与総額	1,260,000 円
返還最長期間	11 年	返還最長期間	12 年	返還最長期間	13 年
年間返還額	約 75,300 円	年間返還額	90,000 円	年間返還額	約 97,000 円
(1 か月あたり)	約 6,300 円	(1 か月あたり)	7,500 円	(1 か月あたり)	約 8,100 円

奨学生願書等の作成について

願書の記入

願書は、選考上の重要な資料ですから、**事実をありのまま具体的に書いてください。**

もし、事実と異なったことを書いた場合や指示されたことを書いていない場合には、**選考から除外又は採用を取消される**ことがあります。**太枠**で囲んである記入欄以外は全て記入してください。

1 同一生計の家族

- (1) この欄には、**同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている者全員**について記入してください。（単身赴任、入院、県外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活している者は同一生計となります。）

(2) 所得の種類

この欄には、**給与・給与外・未収入**に区分し、該当するものを○で囲んでください。

ア 「給与」とは、次の収入をいいます。

- ① 俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・年金・恩給・賞与及び専従者給与等によって得る収入
- ② ①の性質を有する収入
(遺族年金・遺族扶助料・傷病手当金・生活保護法による扶助料等)

イ 「給与外」とは、次の収入をいいます。

- ① 自由業、外交員、税理士、大工、左官、行商及び自由労務等によって得られる収入(ただし、大工、左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている者は給与所得として記入すること)
 - ② 利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人からの援助等によって得る収入
- ウ 前年の途中で新たに就職、転職(開業、転業を含む。)した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等に基づいて、前年の年間所得金額に見合った額を推算します。この場合は、事業所発行の『給与の月額証明書』を添付してください。
- エ 前年に収入のあった者が、出願時現在、退職、転出又は死亡などによってその収入が得られなくなった場合には、世帯の所得には算入しません。
- オ 前年1年間に、生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を推算します。

2 奨学金を希望する理由

- (1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭事情などの出願理由を具体的に記入してください。
- (2) 無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。
- (3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。

3 奨学金貸与の状況

- (1) 本人、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生に採用され、現在若しくは以前に奨学金の貸与を受けたことがある場合には、必ずその「採用年度」・「学校名」・「氏名」・「本人との続柄」を記入してください。「学校名」欄には、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生として在学した又は現に在学している大学・高等学校等の名称を記入してください。
- (2) 「日本学生支援機構への出願の有無」欄は、有無を必ず○で囲んでください。
なお、独立行政法人日本学生支援機構の奨学生に採用された場合は、いずれかを辞退していただきます。(高等専門学校進学予定者のみ該当)

4 第一連帯保証人

原則として、同一生計の成年者で収入のある父・母・兄・姉を記入してください。

なお、本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるものを使用してください。(スタンプ印は不可)

⑨ 『貸与願』提出時には第二連帯保証人(第一連帯保証人と別生計を営む者で、原則長崎県内に居住する成人者であり、返還開始時に満65歳以下)が必要となります。

なお、第一連帯保証人と第二連帯保証人には、印鑑登録されている印鑑を押印していただくこととなります。(『貸与願』提出時には、印鑑登録証明書の提出は不要です。)

所得に関する証明書等

1 源泉徴収票・確定申告書

家族に給与所得者がいる場合は、該当者全員の現勤務事業所発行の平成22年分の源泉徴収票を、給与所得者以外は、必ず平成22年分の確定申告書（控）のコピー（第二表も）を提出してください。

なお、確定申告書（控）がない場合には、平成22年分の扶養人数・社会保険料が明記されている所得（課税）の証明書（原本）、又は平成22年分の市町・県民税申告書の控え（受付書は不可）のコピーを提出してください。

2 給与の月額証明書

職の異動等により、平成22年分の源泉徴収票が出ない、又は参考とされない場合は、勤務先から『給与の月額証明書』（社会保険料を必ず明記すること）の作成を受け、提出してください。（学校に配付してある本会様式を利用）

3 年金・恩給額証明書

同一生計者の中に年金・恩給を受給している者がいる場合は、金額の確認ができるもの（最新の振込通知書等）のコピーを提出してください。

4 生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書又は保護決定通知書等のコピーを提出してください。（※金額の記載があるもの）

5 無職証明書

家計支持者が無職の状態である時は、民生委員が発行する『無職に関する証明（確認書・依頼書等）』を提出してください。

6 1か月の生活費申告書

失職等で、収入把握が困難である時には、『1か月の生活費申告書』（学校に配付してある本会様式を利用）を作成し提出してください。

その他の証明書等

（以下の証明書を添付された場合は、特別な控除が受けられます。）

1 「就学者控除」のための証明

同一生計の兄弟姉妹が、大学・専修学校・高等学校等に在学している場合は、在学証明書（原本）若しくは学生証・生徒手帳等のコピーを提出してください。

2 「障害者等控除」のための証明

同一生計者の中に、障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者手帳又は介護保険被保険者証（要介護4・5）を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを提出してください。

3 「長期療養者控除」のための証明

同一生計者の中に、6か月以上にわたる長期療養者がいる場合は、6か月以上の療養と分かる医師の証明書等を提出してください。

グループホーム等に入所されている方は、領収書ではなく、療養とわかる証明書を提出してください。

4 「主たる家計支持者の別居による控除」のための証明

家計支持者が単身赴任である場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払いの領収書のコピーを提出してください。

5 「火災・風水害・盗難等の被害による控除」のための証明

被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盗難届出証明書等を提出してください。

家計(所得)・学力の基準について

1 家計(所得)の基準

本会が設定する所得基準額以下であること。

所得基準額 \geq 収入金額から所得額を算出し、その金額から控除額を引いた金額

【収入の目安】

給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
4人世帯 所得基準額 257 万円	5人世帯 所得基準額 276 万円	4人世帯 所得基準額 257 万円	5人世帯 所得基準額 276 万円
737 万円	777 万円	293 万円	321 万円

※ この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。

また、出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。

2 学力の基準

中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全教科について平均した値を5段階評価により算出し記入する。出願資格は3.5以上とする。ただし、中学校における学習成績が3.5未満であっても、校長が特に人物に優れ、かつ奨学金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認める者は、3.0以上とする。

財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程

(奨学生の資格)

第1条 本会が学資（以下「奨学金」という。）を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子弟であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校(専攻科を含む。), 中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部(専攻科を含む。), 専修学校の高等課程及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)並びに大学, 短期大学, 専修学校専門課程(「専門士」, 「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。), 高等専門学校(長崎県県内就職促進奨学金返済補助金制度の適用者に限る。)及び長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している学校(長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し, 卒業したものに限る。)(以下「大学等」という。)に在学する者
- (2) 経済的理由により修学困難で, かつ人物・学業とも奨学生としてふさわしい者又は経済的理由により修学が著しく困難であり奨学生としてふさわしい者

(奨学金の額)

第2条 奨学金の月額は次のとおりとする。

- (1) 国公立の高等学校等 自宅 18,000円又は10,000円 自宅外 23,000円又は10,000円
- (2) 私立の高等学校等 自宅 30,000円、20,000円又は10,000円 自宅外 35,000円、20,000円又は10,000円
- (3) 大学等 国立・公立 41,000円 私立 47,000円
- (4) 長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等 41,000円

(貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、理事会で特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(願出手続)

第4条 奨学生を希望する者は、現に在学する学校または卒業した学校の長(以下「校長」という。)を、ただし、大学生については、保護者が住所を有する市町村長を経て、次の書類を財団法人長崎県育英会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書
- 2 高等学校等への進学を条件として奨学生を希望する者(以下「予約志願生」という。)は前項の出願ができるものとする。
- 3 奨学生願書には、第一連帯保証人が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。
- 4 第1項の願出の期日は毎年度理事長が定める。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認められた場合は、選考委員会の選考を経ないことができるものとする。

- 2 前項の奨学生のうち、予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。
- 3 前2項の決定は、校長を経て本人に通知する。ただし、市町村長を経て出願した者については、市町村長に選考結果を通知するとともに直接、本人に通知する。

(学業成績表の提出)

第6条 大学奨学生は、在学中の学校を経て、毎学年末、学業成績表を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第7条 奨学生は、次の各号の1に該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届出なければならない。ただし、本人・第一連帯保証人ともにやむを得ない事情により届け出ることができないときは、校長又は学長等が代わって届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 奨学金を辞退しようとするとき。
- (3) 本人または第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長又は学長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

2 奨学金は、原則として、年4回交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

第9条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

2 奨学生は、何時でも在学中の学校を経て奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

(奨学金の休止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

- (1) 傷痍、疾病などのために成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学が適当でないとき。
- (5) その他第1条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に貸与額を年賦、半年賦、月賦または月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。この場合において、返還金の全額または一部を一時に返還することができる。

2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書またはその他の方法より返還することができる。

第13条 奨学生が退学し、もしくは奨学金を辞退し、または停止されたときは、貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(借用証書)

第14条 奨学生は、次の各号の1に該当するときは、第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署のうえ、校長を経て奨学金借用証書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与期間が満了したとき。
- (2) 奨学金を辞退したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨学金の交付を停止されたとき。

2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(返還完了前異動の届出)

第15条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人または第二連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

第16条 奨学生であった者が、次に掲げる各号の1に該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学または大学院等に進学したときは、その在学期間
- (2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届け出)

第17条 第一連帯保証人は、奨学生または奨学生であった者が死亡もしくは失そう宣告を受けたときは、戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

第18条 奨学生または奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡または著しい心身の障害その他やむを得ない事由が生じ、かつ第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

2 前項の返還の免除を希望する場合は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人または家族が事情を

具して願ひ出なければならない。

3 昭和56年度以前に入学の私立高校生に対する一般奨学金のうち月額3,000円は返還を免除する。

(延滞利息)

第19条 正当と認められる事由がなく、奨学金の返還を遅延したときは、日歩参銭の延滞利息を徴収するものとする。

(実施細目)

第20条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成19年7月24日一部変更)

- 1 改正後の規程は教育委員会の承認の日から施行し、第1条第2号に該当する者については平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条第1号から第3号までの規程は、平成19年4月1日以降の入学者に適用し、平成19年3月31日以前の入学者の取扱については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月24日一部変更)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条第1号及び第2条第3号の改定後の規程は、短期大学、専修学校専門課程については平成21年4月1日以降の入学者に適用する。

附 則(平成21年2月27日一部変更)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月13日一部変更)

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

別表(第12条・第13条関係)

貸与を受けた奨学金の額	返還期間
500,000円以下	8年
500,001円～600,000円	9年
600,001円～800,000円	10年
800,001円～1,000,000円	11年
1,000,001円～1,200,000円	12年
1,200,001円～1,500,000円	13年
1,500,001円～1,800,000円	14年
1,800,001円～2,100,000円	15年
2,100,001円～2,500,000円	16年
2,500,001円～3,000,000円	18年
3,000,001円以上	20年

注：この〔参考資料〕財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程は、奨学生として採用になった場合に必要となりますので、大切に保管してください。